



毎月5日はいすみ市「市民防災の日」



## 地震に備えて家の内外の危険箇所をチェックしよう！

建物が無事でも家具等が転倒したり落下したりすることで、その下敷きになってけがをしたり、室内が散乱して避難が遅れてしまう場合があります。

室内での被害を防ぐためにも、家具等の転倒・落下を防止する対策をとりましょう。

### 家の中に、家具等の安全なスペースを確保する

- ・部屋が複数ある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具等をまとめて置きましょう。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるように配置換えをしましょう。

### 寝室や子供、高齢者、病人のいる部屋は倒れそうな家具を置かない

- ・就寝中に地震が発生した場合は、子供、高齢者、病人などは倒れた家具等が妨げとなって逃げ遅れる可能性があるため、十分に注意をしましょう。

### 家具の転倒や落下を防止する対策をとる

- ・家具等と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすく危険です。また、家具等の上に落ちる危険のあるものを置かないようにしましょう。

### 出入り口や通路には物を置かない

- ・安全に避難できるように、玄関など出入り口までの通路に、家具等や倒れやすい物を置くと、いざというときに出入り口をふさいでしまうことがあるので注意しましょう。

### ベランダにあるものの落下を防ぐ対策をとる

- ・植木鉢や物干しざお等、落下の危険性があるものは、固定するなど落下防止策をしましょう。
- ・ベランダから避難することも想定し、避難に支障がないよう、常に整理整頓をしましょう。

### ガラスには

- ・室内のガラスに飛散防止フィルム等を貼るようにしましょう。
- ・額縁や食器棚等に使われているガラスにも飛散防止フィルム等を貼るようにしましょう。

### ブロック塀の状態を確認する

- ・ひび割れや傾き、鉄筋にさび等がある場合は修理をしましょう。
- ・土の中にしっかりとした基礎部分がないものや鉄筋が入ってないものは補強をしましょう。

### 屋根瓦などの状態を確認をする

- ・アンテナをしっかりと固定しましょう。
- ・屋根瓦のチェックをし、ひび割れ、ずれ、はがれ等がある場合は補強をしましょう。

### 室内や出入り口付近で家具を固定できない場合には

- ・寝ている位置に家具等が倒れてこないよう向きや配置を工夫しましょう。
- ・もし家具等が倒れても自分の上に倒れないよう向きや配置を工夫しましょう。
- ・もし家具等が倒れてもドアが開くよう、向きや配置を工夫しましょう。

### 家具転倒防止器具の取付費用の助成について

家具転倒防止器具を取り付けた世帯を対象に、取り付け費用の一部を助成しています。

この機会には是非ご利用ください。

■詳細は裏面をご確認ください！！



問い合わせ  
いすみ市役所 危機管理課  
TEL 62-2000

「ゆれたらにげる より遠くへ より高台へ」

# 家具転倒防止器具の取り付け費用を助成

家具転倒防止器具を取り付けた世帯を対象に、取り付け費用の一部を助成しています。

※取り付け前の申請が必要です。

## 助成対象世帯

いすみ市に居住し、いすみ市の住民基本台帳に登録されている方。

※既に助成を受けている方は対象となりません。

## 助成対象家具等

主に起居する寝室または居間等にある家具等（タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫、テレビなど）

## 家具への取付方法

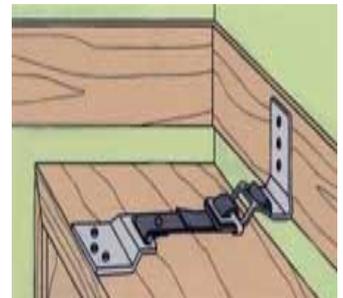
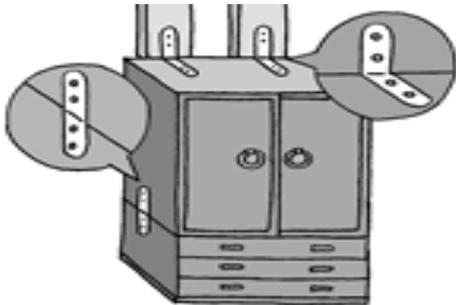
床・柱・壁等に固定するための家具転倒防止器具を用いて固定。

※ただし、家具転倒防止器具取付講習会を受講した業者等が取り付けした場合に限ります。

※設置業者等の詳細につきましては、市ホームページ

( [http://www.city.isumi.lg.jp/shimin/bosai/torikumi/post\\_280.html](http://www.city.isumi.lg.jp/shimin/bosai/torikumi/post_280.html) ) に掲載してあります。

### < 器具取付のイメージ >



## 助成金額

家具等の転倒防止に要した費用のうち、1申請者または1棟の住宅について1回限り3台までが対象となります。

※上下分離式であっても一体として利用する家具は1台として扱います。

助成金の限度額は、対象となる家具等が 1台の場合：6,000円 2台の場合：8,000円

3台の場合：10,000円となります。

ただし、助成金が限度額に満たない場合は、家具転倒防止器具の設置に要した実績額となります。

## 申請方法

家具転倒防止器具を取り付ける前に、次の書類を添付して、いすみ市役所危機管理課へ提出してください。

- ・いすみ市家具転倒防止事業助成金給付申請書
- ・取付工事等に関する経費の見積書等
- ・工事着手前の状況を明らかにする写真

**申請・問合せ先** 大原庁舎（2階）危機管理課 情報危機管理班 ☎62-2000